

路線価が発表されます 8年ぶりにプラスとなるかも…

平成28年分の路線価が7月1日に発表されます。

平成28年1月1日以後の相続税・贈与税における土地の評価は、この路線価をもとに計算されます。

昨年の路線価の全国平均は前年比△0.4%と下落幅の縮小傾向は続いています。7年連続のマイナスでした。

しかし、先に発表された平成28年公示地価（全国にある標準地点の取引価格）は全国平均でも前年比+0.1%と8年ぶりにプラスに転じています。

直近7年分の全国の路線価が国税庁HPでも閲覧できますが、見方が分からない場合やご不明な点などがございましたら、担当者までお問い合わせください。

キャリアアップ助成金の拡充

キャリアアップ助成金は、有期契約労働者、短時間労働者、派遣労働者といった非正規雇用の労働者（正社員待遇を受けていない無期雇用労働者を含みます）の企業内でのキャリアアップ等を促進するため、一定の取組を実施した事業主に対して助成を行うものです。

平成28年2月に、正社員や多様な正社員（勤務地限定正社員、職務限定正社員及び短時間正社員）への転換等に対する助成額の拡充が行われました。

今回の拡充で中小企業を対象とする主なコースは次の通りです。

① 正規雇用等転換コース

有期契約労働者を正規雇用労働者にした場合の1人当たりの助成額が60万円（改正前50万円）とされました。

その他、「有期→無期」「無期→正規」といった転換に対する金額も変更されています。

② 多様な正社員コース

有期契約労働者を多様な正社員に転換した場合の1人当たりの助成額が、40万円（改正前30万円）とされ、「多様な正社員→正規」に転換した時の助成（1人当たり20万円）が新たに設けられました。

③ 人材育成コース

有期実習型訓練終了後、正規雇用労働者等に転換した場合に行われるOFF-JTの経費助成額の上限が引き上げられました。

受給するには、事前に「キャリアアップ計画書」の提出（ハローワーク）が必要です。

※訓練時間に応じて金額は変動します。

例：訓練時間100時間未満の場合、一人当たり15万円（改正前10万円）

平成28年7月から自転車保険加入を義務化（大阪府）

平成27年4月、兵庫県が全国で初めて自転車の利用者に自転車保険等の加入を義務化し話題となりましたが、大阪府でも自転車保険等の加入を義務付ける条例が制定され、平成28年7月より施行されます。義務化の背景には、健康志向による自転車利用の増加に伴い、自転車が加害者となる交通事故が多発し、死者や重篤な後遺障害が生じるなど、高額な賠償請求事例が発生しているため、本条例が制定されました。全国的にも、自転車所有者に対し自転車保険等の加入を義務化する動きが広まってきています。

～自転車保険とは～

自転車保険は、自転車で走行中自分がケガをする、他人にケガをさせるなどの自転車事故のリスクをカバーする保険です。

保険料は月額200円程度からと比較的安く加入できます。自転車保険に加入する最大のメリットは、加害者になった場合に課せられる高額の損害賠償に備えられるという点です。従って、事故が起こった際の損害賠償請求に応えられる保険かどうかが自転車保険選びにおいて最も重要であるといえます。

保険会社によって補償はさまざまですが、加入する際に補償内容や金額のバランス、家族などに補償の範囲がどこまで及ぶかをよく検討することが必要です。



～業務中の事故には法人で加入する自転車保険等を～

外回りなど、業務中に従業員が自転車事故の加害者となってしまうたら企業はどのように対応したらよいのでしょうか。

企業が責任を追及されるケースも

基本的に損害賠償責任は従業員がその責任を負いますが、近年自転車事故において数千万という高額な損害賠償を命じられるケースが増加しており、従業員がその賠償責任を果たせなければ、雇用主である会社が責任を追及されることもあります。

法人で自転車保険に加入する動きが広がっています

注意しておきたいのは、個人加入した自転車保険ではほとんどが個人賠償責任補償の保険であり、「職務遂行上の事故の場合、保険金を支払わない」といった注意書きが重要事項説明書等に記載されており、業務中の事故に対し補償が及ばないことが大半となっています。

企業をはじめ学校など、自転車を利用する人が多く所属している組織では、組織の危機管理の一環として自転車保険等に加入する動きが広がっています。